

NO.224



発行責任者 原 潔
印刷 山陽印刷(株)



(公社)神奈川労務安全衛生協会
横浜南支部

〒231-0011
横浜市中区太田町1-20
三和ビル4F
TEL 045(651)4701
FAX 045(651)0862

第14次労働災害防止計画（概要）

令和5年（2023年）4月1日～令和9年（2028年）3月31日

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

主なアウトプット指標	主なアウトカム指標
○労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 ・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。等	・転倒の年齢層別死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。
○高齢労働者の労働災害防止対策の推進 ・「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。	・60歳代以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
○労働者の健康確保対策の推進 ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする 等	・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。

死亡災害：5%以上減少 死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

計画の重点対策

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）
- ・労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全性評価についてエビデンスの収集・検討）等

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・中高年齢の女性を始めとして高い発生率となっている転倒等につき、災害防止に資する装備や設備等の普及のための補助、開発促進を図る。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。等

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進（エッセンス版の作成等による周知啓発）

労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進等

他、計8つの重点を定め対策を推進

運 営 部 会

令和5年 新年安全衛生祈願

開催日：2023年1月12日(木)

場 所：伊勢山皇大神宮

神奈川労務安全衛生協会 横浜南支部の新年最初の行事である「新年安全衛生祈願」が、1月12日横浜の総鎮守 神奈川県 伊勢山皇大神宮にて執り行われ、今年一年間の安全衛生を祈願いたしました。

当日は、横浜南労働基準監督署 齊藤署長、神奈川労務安全衛生協会 古屋本部専務理事に参列を賜り、また原支部長（株 総合車両製作所）以下、会員企業様一同が集い、新春に相応しい晴れやかな空の下、厳かな式典となりました。

近年は会員企業様のご参列を控えていただいておりますが、今年は新型コロナウイルスの感染予防策を講じた上で、三年振りに多くの方にお集まりいただきました。

改めて皆様の安全衛生活動への意欲とその取り組みへの決意を強く感じるとともに、その機運を益々盛り上げていく良い機会とすることができました。

すべての会員企業の願いは労働災害の撲滅であり、働く人々が健康に豊かな心で、幸せに暮らせることです。

神奈川労務安全衛生協会 横浜南支部としましても、横浜南労働基準監督署殿のご指導の下、労働災害の無い、安全な職場づくりに尽力してまいりますので、本年もどうぞよろしく願いいたします。



運営部会

経営首脳者・管理者セミナー

開催日：2023年2月7日(火)

参加者：47名

場 所：万国橋会議センター

2月7日(火)、経営首脳者・管理者セミナーが開催されました。今年度は、新型コロナウイルス感染予防策を講じた上で参加者のみなさまに万国橋会議センターへお集まりいただき、対面形式にて聴講いただきました。

主催者を代表し、神奈川労務安全衛生協会横浜南支部・原支部長の挨拶の後、横浜南労働基準監督署・齊藤署長よりご挨拶いただきました。

基調講演は、神奈川労働局・西村局長より「労働行政の現状と今後」と題し、働き方改革の推進や労働災害・過労死等防止対策、育児休業取得推進、ハラスメント防止対策、労働災害防止推進計画の経過、及び今後の動きとして女性活躍推進法、化学物質取扱いに係る法改正などの各種施策を含めたご説明をいただきました。

特別講演では、公益社団法人神奈川県予防医学協会・飯塚様より「高齢者をはじめ誰もが働きやすい職場・風土づくりを目指して」と題し、ダイバーシティ&インクルージョン、ウェルビーイングの実現に向けた取り組みに関する留意点についてアクセシビリティの事例紹介なども織り交ぜながら、職場風土づくりに係るポイントなどをご紹介いただきました。

本セミナーでの講演内容を活用し、多様な人材の活躍に向けた職場風土の整備や労働災害防止に向けた取り組みが益々進められていきますことを期待しております。



齊藤署長



神奈川労働局 西村局長の講演



原支部長



(公社)神奈川県予防医学協会 飯塚様の講演

事務局

フルハーネス特別教育

12月8日、日清オイリオグループ(株)横浜磯子事業場様の要請により、「フルハーネス型墜落制止用器具」の特別教育を開催しました。この特別教育は2019年2月、労働安全衛生法改正により、高所作業を行う際は原則としてフルハーネス型墜落制止用器具を使用するとともに「特に危険性の高い業務」を行う場合には特別教育を受講することが義務付けられました。また、「安全帯」の呼称は「墜落制止用保護具」に変更されました。墜落災害は労働災害要因のなかで毎年30%を超えており、ひとたび発生すれば重篤な災害につながっています。墜落災害を防止する保護具としてフルハーネス型墜落制止用器具を使用する場合、保護具について正しい知識と正しい使用方法によりその機能を活用することが重要です。

開催日：2022年12月8日(木) 受講者：30名
場 所：日清オイリオグループ(株)横浜磯子事業場

講習会では6時間にわたって、墜落制止用器具の知識及び使用方法、装着訓練、架け替え訓練などを行うとともに講師から丁寧な説明がありました。フルハーネス型墜落制止器具の特別教育が導入され4年が経過していますが、業務内容が変わった方や新たに高所作業に関係する業務に携わるようになったなど毎年対象になる方がいると思います。特別教育を希望される事業所様がありましたら、出張講習を行いますのでご連絡をお待ちしています。



運営部会

職長能力向上教育

1月23日に、当支部にて第2回目となる職長能力向上教育が開催されました。

職長教育、職長能力向上教育は作業に最も近い所で直接指揮を執るリーダーの方々への安全教育として、横浜南支部では多くの方が参加する講習となっています。

今回の職長能力向上教育も横浜西支部と共催し、横浜西支部からも多くの皆様にご参加いただき、28名と盛況でした。職長という名称ですが、対象者は現場監督者、職場リーダーも含まれ、更にはその歴任者という事で当然のことながら、比較的ベテランの方が多く見受けられました。

講習の内容は、厚労省より示されるカリキュラム「基発0331第7号 令和2年3月31日」の通り、リスクの捉え方、最近の労働災害の発生動向、部下に対する指導力の向上、さらに関係法令の改正などに踏み込んだ内容で、最後は現場でのグライNDER作業をテーマとした、リスクアセスメントのグ

開催日：2023年1月23日(月) 受講者：28名
場 所：万国橋会議センター

ループ演習が行われました。職長の実務に携わる方々でもあり、グループごとの発表などは手慣れた印象でした。

今般受講された方々は改めて講習会で得た労働安全衛生の知識を活用し、作業場の安全衛生水準を更に向上させ、労働災害の無い安心安全な職場を目指し、ご活躍されることを期待致します。

各事業所様におかれましては、「職長教育を受講して5年以上経過した方など」はレベルアップのために職長能力向上教育を、「職長、(班長)、現場監督者、作業長など、職場のリーダーになる方、なられた方」は職長教育の講習会を受講いただくよう、これからも多数の参加をお待ちしております。



労働衛生部会

衛生推進者・安全衛生推進者育成講習

今年度4回目の衛生推進者・安全衛生推進者育成講習を万国橋会議センターで開催しました。寒さが厳しくなるこの時期でありながら、今回8名の方が受講しました。

労働安全衛生法で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業者は安全衛生推進者(衛生推進者)を選任し、安全衛生に関する業務を担当させなければならないと定められています。具体的には「労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」「労働者の安全又は衛生のための教育の実施」「健康診断の実施その他の健康の保持増進のための措置」「労働災害の原因の調査及び再発防止対策」をその事業所において推進していくためのキーマンとしての役割が求められており、法令遵守が重要視されている現在、安全衛生推進者(衛生推進者)は非常に重要になってきています。

衛生推進者は1日、安全衛生推進者は2日間の講習となっており、初日は両者に関係のある衛生関連、二日目は安全関係の講習内容となりますが、具体的には講習会で定められて

開催日：2023年1月24日(火)・25日(水)
受講者：8名(衛生推進者無し、安全衛生推進者8名)
場 所：万国橋会議センター

いる「安全管理」「作業環境管理と作業管理」「安全衛生教育」「関係法令」「健康の維持推進」「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等」の各項目について山科講師のこれまでの経験や受講者の方々が理解しやすい最新の事例を交え興味深い内容の講義がされており、受講者の方々が熱心に受講されている様子が確認できました。受講者の方々が当講習会で学んだ知識を活用し、安全衛生推進者(衛生推進者)として活躍頂くことによって職場の安全衛生(健康)水準の向上が一層図れることを期待します。

今年度予定の衛生推進者・安全衛生推進者育成講習は今回で全て終了となります。来年度も引き続き講習を予定しておりますので、多くの方のご参加をお願い致します。



運 営 部 会

職長教育講習会

今年度4回目の職長教育講習を、万国橋会議センターで開催しました。

職長教育（監督者安全衛生教育）とは、労働安全衛生法第60条によって、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対して、実施が義務付けられている講習です。

職長とは現場で指揮・命令する人の総称であり、事業場により監督、班長、リーダー等のさまざまな名称が付けられています。

講義の内容は、職長の役割、指導および教育の方法、設備の改善、環境改善の方法と環境改善の保持、作業に関わる設備及び作業場所の保守管理に方法、作業手順の定め方・作業方法の改善、異常時における措置、災害発生時における措置、リスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスクの低減措置等の多岐にわたり、講義の中で実習やグループ討議を行うことで、より実務に近い形で進行了。今回学んだことは、労働者を災害から守り、安全に仕事ができるように指揮命令を行

開催日：2023年2月1日(水)～2日(木) 受講者：41名
場 所：万国橋会議センター

う職長が、身に付けておくべき非常に大切な内容で、現場で部下を指揮命令する場合は、相手が理解できる言葉で具体的に説明し、安全に出来るまで教えることが極めて重要です。

受講生の皆さんが、今回の講習で得られた知識や経験を活かして、作業場の安全衛生水準の向上と労働災害の無い安心安全な職場を目指しご活躍されることを期待しています。

※令和5年4月よりこれまで教育の対象外だった「食料品製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」と「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」も教育対象に追加されます。該当業種の方は受講をご検討ください。



事 務 局

労務管理研修会（化学物質規制） 自律的な管理へ大転換

日 時：2023年2月21日(火) 受講者：52名
場 所：万国橋会議センター

2月21日万国橋会議センターにおいて、化学物質規制をテーマに今年度第2回目の労務管理研修会を開催しました。

講師に、今回の労働安全衛生法改正に中心的な立場で携わった労働安全衛生総合研究所センター長城内講師をお迎えして、法改正の主旨など具体的に説明をいただきました。

今後の化学物質管理については、これまでの「法令順守型から自律的な管理」への大転換となり、業種・事業所規模に関わらず自律的な管理が求められることとなります。

化学物質は事業所の業務において数多く使用されており、有毒性の強いものの中毒症状や遅発性による長期間暴露したために疾病が発生するなど、その性質となる危険性・有害性に関する情報を理解して、災害への予防措置が必要になります。

また、対象物質は順次追加されていくことになり、ラベル表示や安全データシートの交付、事業者自らのリスクアセスメントの結果による安全対策、化学物質管理者の選任などが義務化されていきます。化学物質管理者の選任に際し、取扱う事業所に向けた講習会を横浜南支部においても開催を予定していますので、受講についてご検討をお願いいたします。

化学物質の取り扱いについては、正確な情報により適切な対策を執ることで事故・災害を防止するよう祈念しています。



**あんしん財団は
事業経営を幅広くサポートします！**

会費は 月々 **2,000円**
お一人様 (うち保険料1,700円)

事業総合傷害保険

お仕事でのケガはもちろん日常生活のケガも補償

ケガによる死亡時
2,000万円 (満80歳以上の方は1,000万円)
*疾病(病気)は補償の対象になりません

お客様サービス事業

職場の安全・安心を支える補助金制度

安全衛生設備等の
設置(購入)費用の一部を補助

人間ドックや定期健康診断の
受診費用の一部を補助

※この広告は制度の概要を説明したものです。ご加入の際は必ずパンフレットと重要事項説明書で制度内容をご確認ください。
※介護保険法の要介護認定を受けている方や、経営や就業の実態がない方等をご加入いただけません。※お客様サービス事業は加入者サービス規約に定められた方がご利用になれます。※近畿・中国・四国地方および沖縄県に所在地がある事業所は、原則、新規のご加入はいただけません。※ご提供いただいた個人情報、当法人の制度のご案内のみに利用させていただきます。また、当法人が責任をもって管理します。



「経営」を守る・支える
一般財団法人

あんしん財団

通話料
無料

0120-311-816 (受付時間 平日9:00~17:30)

あんしん財団

検索

認可特定保険業者

2019-0039-AD-209

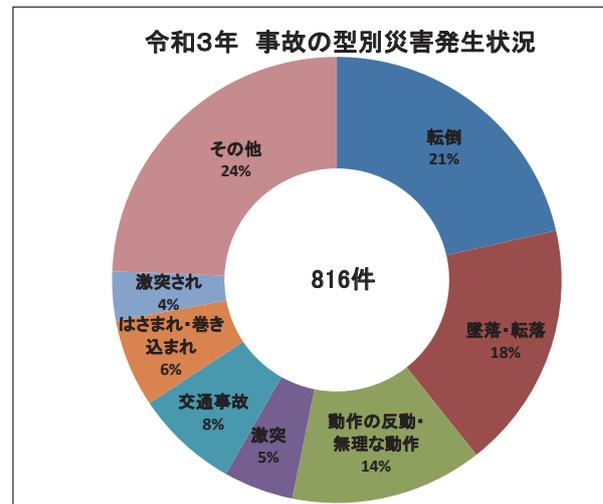
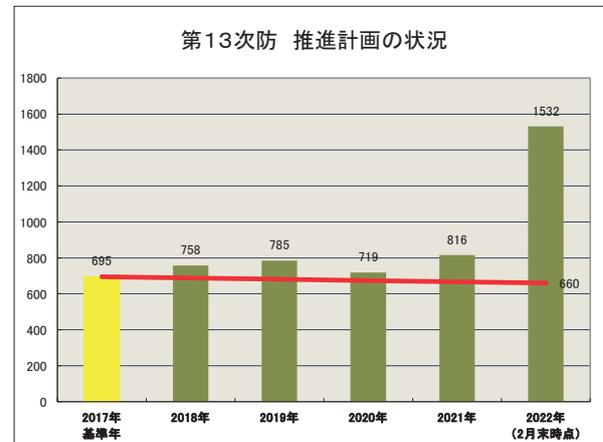
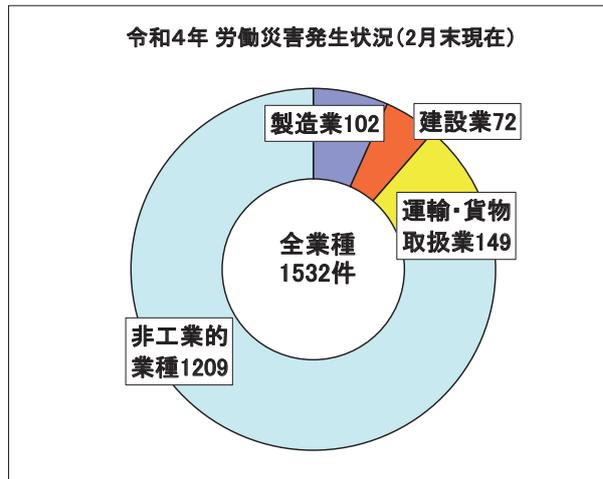
監督署だより

令和4年 業種別労働災害発生状況 (令和5年2月末日現在)

横浜南労働基準監督署

令和5年2月末日現在、横浜南労働基準監督署管内における労働災害(死亡および休業4日以上)による死傷者数は、1532人(前年同期798人)で、前年に比べ734人増加(+92.0%)しています。うち新型コロナウイルス感染症によるものは796人(前年同期83人)です。また、第13次労働災害防止推進計画(2018~2022年度)(以下13次防)の4年目であった2021年の死傷者数は816人で、基準年とする2017年と比べ121人増加(+17.4%)しているところです。14次防の策定に向け、PDCAサイクルに基づく適切なリスクアセスメントの実施など、各事業場における実効のある安全衛生自主管理活動の取組をお願いいたします。

Table with 7 columns: 業種区分, 令和5年2月末 (死亡者数, 死傷者数), 前年同期 (死亡者数, 死傷者数), 増減 (件数, 増減率). Rows include 製造業, 建設業, 運輸・貨物取扱業, 非工業的業種, and 合計.



労働者・雇用主の皆さまへ

賃金のデジタル払いが 可能になります!

労働基準法では、賃金は現金払いが原則ですが、労働者が同意した場合、銀行口座などの賃金の振り込みが認められました。キャッシュレス決済の普及や送金手段の多様化のニーズに対応するため、労働者が同意した場合には、一部の資金移動業者の口座への賃金支払いも認められるようになります。

※厚生労働大臣が指定した資金移動業者(●●Payなど)のみです。
指定された資金移動業者一覧は指定後に厚生労働省ウェブサイトに掲載する予定です。



今後の流れ

▶ 2023年4月～ 資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請、厚生労働省で審査(数か月かかる見込み)

▶ 大臣指定後～ 各事業場で労使協定を締結

▶ 労使協定締結後～ 個々の労働者に説明し、労働者が同意した場合には賃金のデジタル払い開始

▶ 注意点

- 現金化できないポイントや仮想通貨での賃金支払いは認められません。
- 賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取方法の選択肢の一つです。賃金のデジタル払いを導入した事業所においても、全ての労働者の現在の賃金支払い・受け取り方法の変更が必須となるわけではありません。
- 労働者が希望しない場合は、これまでどおり銀行口座などで賃金を受け取ることができず、また、雇用主は希望しない労働者に賃金のデジタル払いを強制してはいけません。(労働者本人の同意がない場合や賃金のデジタル払いを強制した場合には、雇用主は労働基準法違反となり、罰則の対象となります。)
- 賃金の一部を指定資金移動業者口座で受け取り、その他は銀行口座などで受け取ることが可能です。

希望する労働者

賃金の一部
資金移動業者口座
(例: 5万円)

希望しない労働者

賃金全額
銀行口座など

賃金のデジタル払いを希望するにあたり皆さまに知っておいてほしいこと

- **事前の協定締結が必須です**
賃金のデジタル払いを事業所に導入する場合には、雇用主と労働者で労使協定の締結が必要です。その上で、雇用主は以下の事項を労働者に説明し、労働者の個別の同意を得る必要があります。
- **受け取り額は適切に設定を**
指定資金移動業者口座は、「預金」をするためではなく、支払や送金に用いるためのものであることを理解の上、支払などに使った見込みの額を受け取るようにしてください。また、受け取り額は、1日当たりの払上上限額以下の額とする必要があります。
- **口座の上限額は100万円以下です**
口座の上限額は100万円以下に設定されています。上限額を超えた場合は、あらかじめ労働者が指定した銀行口座などに自動的に出金されます。この際の手数料は労働者の負担となる可能性があります。そのため、指定資金移動業者にご確認ください。
- **口座残高の現金化も可能です(月1回は口座からの払い出し手数料なし)**
ATMや銀行口座などへの出金により、口座残高を現金化(払い出し)することもできます。少なくとも毎月1回は労働者の手数料負担なく指定資金移動業者口座から払い出しが可能です。払出方法や手数料は指定資金移動業者により異なります。
- **口座残高の払い戻し期限は少なくとも10年間**
口座残高については、最後の入出金日から少なくとも10年間は、申し出などにより払い戻していただくことができます。

▶ 万が一の場合について

- **不正取引(心当たりの無い出金など)が起きた場合**
口座の乗っ取りなどにより、指定資金移動業者口座から不正に出金などされた場合、口座所有者に過失がないときは損失額全額が補償されますが、労働者に過失があるときの保証については個別のケースによります。また、損失発生日から少なくとも30日以上以上の通知期間が設定されています。不正取引があった場合には、速やかに指定資金移動業者にお問い合わせください。
- **業者が破綻した場合**
万が一、指定資金移動業者が破綻したときには、保証機関から弁済が行われます。



事務局だより

新規会員の募集

(公社)神奈川労務安全衛生協会横浜南支部では、地域内(中区、南区、港南区、磯子区、金沢区)事業所の皆様に向けて、当協会への加入の促進活動を推進しております。
近隣やお知り合いの事業所等でまだ未加入の事業所様がございましたら、南支部事務局までご紹介ください。



支部通常総会のお知らせ



- ・日 時：2023年5月10日(休) 午後3時より
・会 場：かながわ労働プラザ (Lプラザ) 3階多目的ホール A
JR石川町駅中華街口(北口) 徒歩3分
・内 容：①労務安全衛生功労表彰
②2022年度事業経過報告並びに2023年度事業計画審議
*新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し懇親会は中止いたします。
*ご都合で欠席される場合は、委任状の提出にご協力をお願いいたします。

全国安全週間横浜南地区推進大会について

- ・日 時：2023年6月6日(火) 午後1時30分より
・会 場：磯子公会堂
横浜市磯子区磯子3-5-1
*多数の方のご参加お待ちしております。

出張講習について

会員事業所様に出向いて、安全衛生教育、特別教育等出張講習を行います。
受講者の人数がまとまることが条件になりますが、出張講習の要望がありましたら支部事務局までお問い合わせください。
横浜南支部 TEL：045-651-4701

特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習

特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習を下記の内容で実施します。
今年度は横浜南支部と横浜西支部、藤沢支部の3支部共催で開催します。
多数の方の受講をお待ちしています。
・日 時：9月21日(木)22日(金)
・会 場：鎌倉芸術館
鎌倉市大船6丁目1-2 大船駅から徒歩10分

本部総会について

- ・日 時：2023年5月26日(金) 午後3時30分より
・会 場：関内ホール (小ホール)
*会員事業所様においては委任状の提出にご協力をお願いいたします。
*総会終了後の情報交換会は中止いたします。

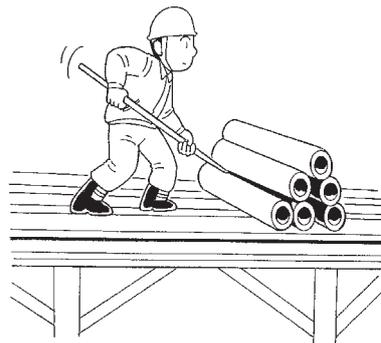
横浜南支部行講習会予定 (4月~7月分)

Table with 3 columns: 行事内容, 会 場, 実施日. Rows include: 新入社員安全衛生教育, 職 長 教 育, 支 部 通 常 総 会, 安全管理者選任時研修, 全国安全週間横浜南地区推進大会, KYTリーダー養成講習会, 衛生推進者・安全衛生推進者養成講習, 安全衛生委員講習会, 危険体験研修, 安全管理者選任時研修, 有機溶剤特別教育.

クイズ
どんな危険？

-- パイプ山崩し --

状況：
あなたは、材料台の3段積みの鋼管パイプをテコ棒で崩し1列に並べようとしている。



(中央労働災害防止協会「短時間 KYT イラストシート集」より) (KYT-9)

- 1. テコ棒でパイプが後ろに転がって来ても、パイプをよけて転落する。
2. <い>こまれたテコ棒を抜こうとして<ら>いて、転落する。
3. テコ棒を深くさして力を入れたので、テコ棒はずれ、前に倒れパイプを胸を打つ。
4. テコ棒を力を入れすぎたとき、パイプが崩れテコ棒に重さがかかり支えきれず足を打つ。
5. 崩れたパイプにテコ棒が跳られ、足を打つ。

編集後記

今冬は例年より寒かったのではと個人的に感じておりましたが、だんだんと暖かい日が増えて参りました。しばらく寒かったこともあり、桜の開花は例年通り3月下旬頃かと想像していましたが思う以上に気温が高い日が多くなり、観測史上最速の開花が予測されております。あまりに早く開花してしまうのも風情がなく、この編集後記が発行される頃には、早々に花が散って葉っぱになっているのではとハラハラしております。

一方で一刻でも早い収束を願ってやまないコロナ禍は、ついに4年目に突入してしまいましたが、年末年始の第8波が終わってから落ち着きを取り戻し、マスク着用の個人判断化や5月からの5類への移行など、次第に明るい兆しが見え始めています。コロナ禍以前の日常を取り戻すまであと何度か山場がありそうですが、感染症対策にも緩急をつけて乗り越えて参りましょう。(T.S.)